

ご意見を
お寄せください!

パブリックコメント(意見公募)

<共通事項>

意見を提出できる人

市内に在住・在勤・在学する人、または市内で事業を行う人

閲覧場所 各計画の担当室、市情報公開コーナー(市役所本庁舎2階)、関支所窓口、あいあい窓口(閲覧は各施設の開庁時間内にてできます)

※市ホームページでも閲覧できます。

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp>

提出方法 提出に必要な事項を記入(様式は自由)の上、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、各計画の担当室へ提出してください。

意見の取り扱い

▷いただいた意見は、取りまとめの上、回答とともに公表します。なお、個別に直接回答はしません。

▷意見を提出していただいた人の氏名などの個人情報情報は、公表しません。

▷いただいた意見のうち、公表することにより個人の権利や利益を害する恐れのあるものは、その全部または一部を公表しないことがあります。

提出に必要な事項

- ①件名「〇〇〇〇〇〇〇(案)に関する意見」(意見を提出したい計画(案)の名前を記入)、
- ②住所、氏名(ふりがな)、③勤務先または通学先(市外に在住する人のみ)、④意見

亀山市教育大綱(案) 企画総務部企画政策室(☎84-5123)

市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、亀山市の目指す教育の実現に向けた基本理念と基本方針を明らかにするために、「亀山市教育大綱」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

企画総務部企画政策室(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9685、✉ kikaku@city.kameyama.mie.jp)



亀山市ICT利活用計画(案) 企画総務部人事情報室(☎84-5032)

市では、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対し、市のICT利活用に新たな視点で取り組み、ICTの効果的かつ効率的な利活用を進めるために、「亀山市ICT利活用計画」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

企画総務部人事情報室(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9955、✉ jinji@city.kameyama.mie.jp)



亀山市公共施設等総合管理計画(案) 財務部財政行革室(☎84-5030)

市では、公共施設等の老朽化や人口減少などによる利用ニーズの変化などに対応するために、施設の長寿命化・統廃合・更新などの方針をまとめた「亀山市公共施設等総合管理計画」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

2月21日(火)～3月22日(水)(当日消印有効)

提出先

財務部財政行革室(〒519-0195 本丸町577、FAX82-3883、✉ zaisei-g@city.kameyama.mie.jp)



第2次亀山市スポーツ推進計画(案) 市民文化部文化振興局文化スポーツ室(☎84-5079)

市では、スポーツ文化を創造し、今後のスポーツ施策をより総合的・効果的に推進していくことを目的に、「第2次亀山市スポーツ推進計画」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

市民文化部文化振興局文化スポーツ室(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9955、✉ bunkasports@city.kameyama.mie.jp)



第3次亀山市男女共同参画基本計画(案) 市民文化部文化振興局共生社会推進室(☎84-5066)

市では、「亀山市男女が生き生き輝く条例」第11条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「第3次亀山市男女共同参画基本計画」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

市民文化部文化振興局共生社会推進室
(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9955、
☒ kyoseisyakai@city.kameyama.mie.jp)



亀山市健康・医療推進計画(案) 健康福祉部長寿健康づくり室(☎84-3316)

市では、市民が住み慣れた地域で豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを目指して、「亀山市健康・医療推進計画」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

健康福祉部長寿健康づくり室(〒519-0164 羽若町545、
FAX82-8180、☒ choujyukenkou@city.kameyama.mie.jp)



亀山市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(案) 環境産業部廃棄物対策室(☎82-8081)

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、亀山市における今後の廃棄物行政を推進するために、「亀山市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

環境産業部廃棄物対策室(〒519-0166 布気町442、
FAX82-4435、☒ haikibutu@city.kameyama.mie.jp)



亀山市空家等対策計画(案) 建設部営繕住宅室(☎84-5038)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたことを契機に、亀山市における空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、「亀山市空家等対策計画」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

建設部営繕住宅室(〒519-0195 本丸町577、
FAX82-9669、☒ eizen@city.kameyama.mie.jp)



第2次亀山市消防力充実強化プラン(案) 消防本部消防総務室(☎82-9491)

市消防本部では、市民の生命、身体および財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、市消防本部の方向性を明らかにする「第2次亀山市消防力充実強化プラン」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

消防本部消防総務室(〒519-0165 野村四丁目1-23、
FAX83-2200、☒ shoubou@city.kameyama.mie.jp)



亀山市学校教育ビジョン(案) 教育委員会教育研究室(☎84-5077)

市教育委員会では、「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」の育成を目指し、今後の学校教育における取組指針を示すために、「亀山市学校教育ビジョン」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

教育委員会教育研究室(〒519-0195 本丸町577、
FAX82-6161、☒ kyouken@city.kameyama.mie.jp)



亀山市生涯学習計画(案) 教育委員会生涯学習室(☎84-5057)

市教育委員会では、一人ひとりが、その生涯を通じた学びを進め、その環境をつくるための「亀山市生涯学習計画」の策定を進めています。

閲覧・意見の提出期間

3月14日(火)まで(当日消印有効)

提出先

教育委員会生涯学習室(〒519-0195 本丸町577、
FAX82-6161、☒ syougaku@city.kameyama.mie.jp)

